

県有施設の受動喫煙防止対策調査（第12回）

1 調査目的

厚生労働省健康局長通知（H22.2.25付健発0225第2号）において、「少なくとも官公庁や医療機関においては、全面禁煙とすることが望ましい。」とされているため、公共施設における受動喫煙防止対策のより一層の推進を図るもの。

2 調査対象施設

県有施設 計202施設

- ①庁舎関係（62施設）
- ②社会福祉施設（10施設）
- ③教育施設（99施設）
- ④文化施設（23施設）
- ⑤運動施設（8施設）

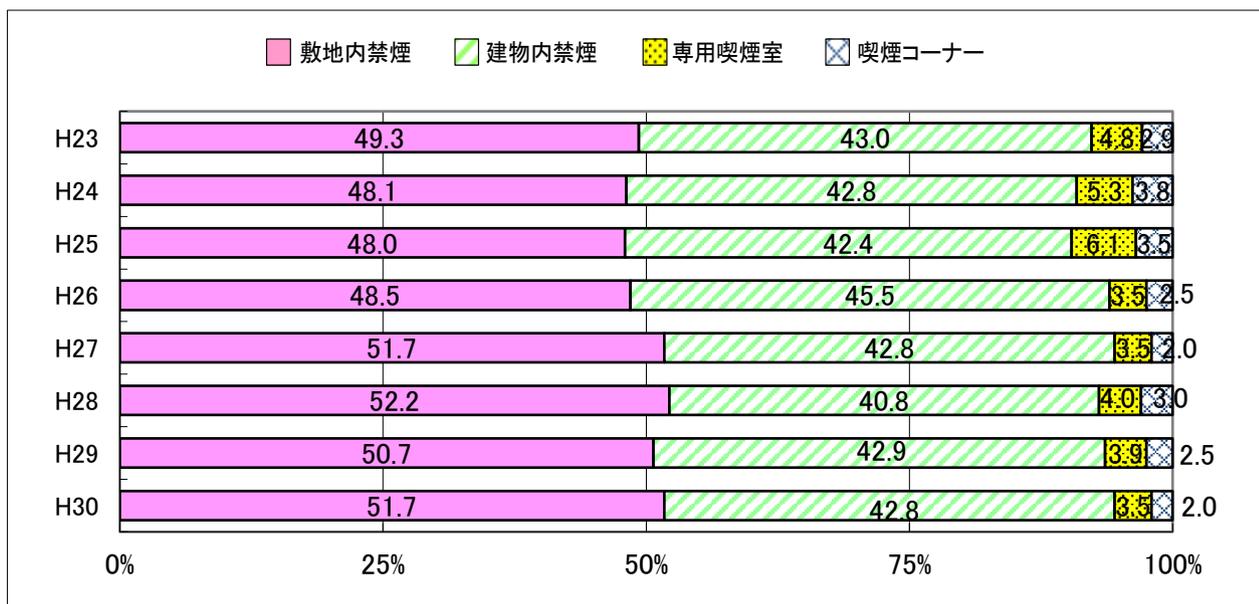
3 調査基準年月日 平成31年2月1日

4 調査結果の概要

- ① 調査対象施設数が前回調査の205施設から202施設に減少した。
- ② 平成21年度から自由に喫煙可能な施設はなくなっており、すべての施設で何らかの受動喫煙対策がとられている。
- ③ 受動喫煙防止対策の方法としては、受動喫煙防止の効果が高い「禁煙」が191施設（94.5%）と最も多く、前回調査の192施設（93.6%）より0.9ポイント増加した。
 なお、「禁煙」の内訳としては、「敷地内禁煙」が104施設（51.7%）で前回調査の104施設（50.7%）より1.0ポイント増加し、「建物内禁煙」が86施設（42.8%）で前回調査の88施設（42.9%）より0.1ポイント減少した。
- ④ 「専用喫煙室の設置」は7施設（3.5%）で、前回調査の8施設（3.9%）より0.4ポイント減少した。
- ⑤ 「喫煙コーナーの設置」は4施設（2.0%）で、前回調査の5施設（2.4%）より0.4ポイント減少した。

5 調査結果資料

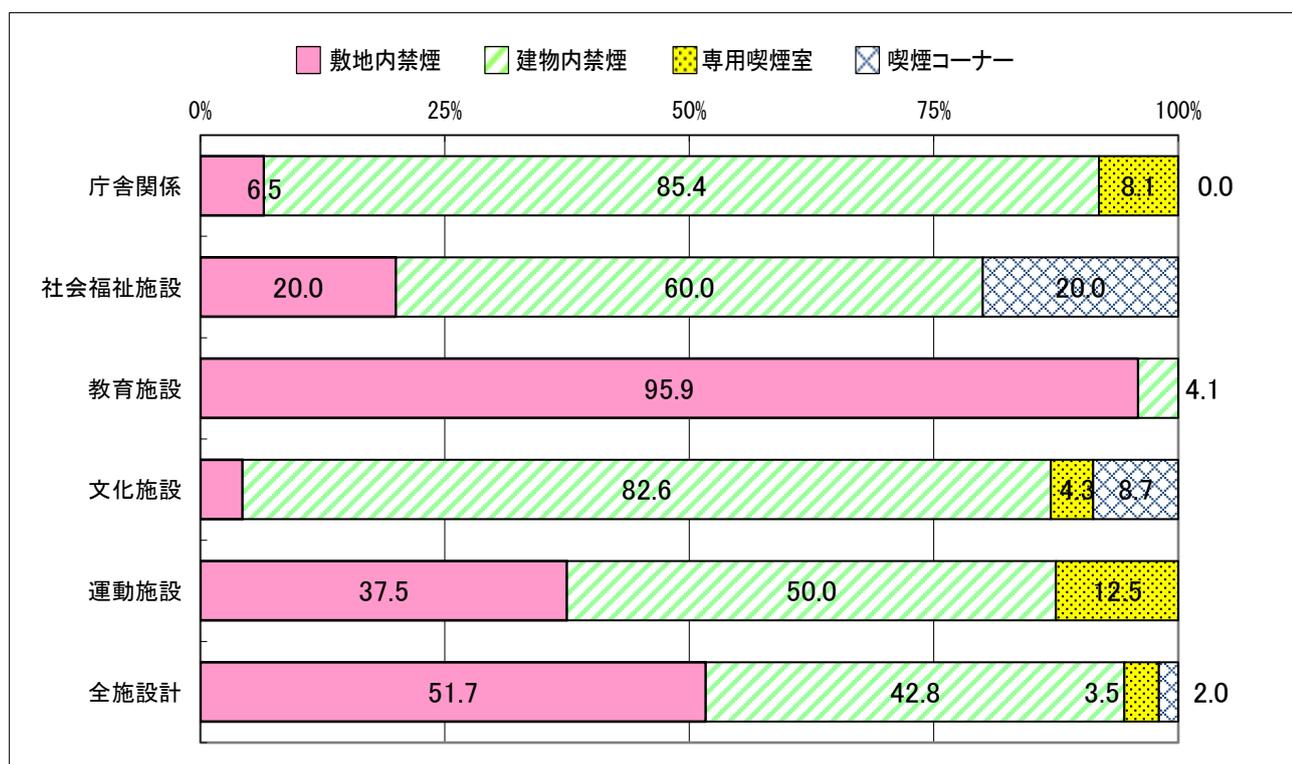
①受動喫煙対策実施状況年次推移（全施設計）



②施設区別実施状況

施設区分	対象施設数	禁煙			分煙								
		①敷地内禁煙	②建物内禁煙	小計	専用の喫煙室を設置					共同使用の1区画に喫煙場所(喫煙コーナー)を設置			
					排気装置あり			⑥排気装置なし	小計	⑦喫煙コーナーに排気装置あり	⑧喫煙コーナーに排気装置なし	⑨時間分煙	小計
					③完全分煙(粉じん濃度等の測定を実施し、基準を満たしている)	④粉じん濃度等の測定を実施しているが基準を満たしていない。	⑤粉じん濃度等の測定は実施していない。						
庁舎関係	62	4	53	57	0	0	4	1	5	0	0	0	0
社会福祉施設	10	2	6	8	0	0	0	0	0	2	0	0	2
教育施設	99	94	5	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化施設	23	0	20	20	0	0	1	0	1	1	1	0	2
運動施設	8	3	4	7	0	0	1	0	1	0	0	0	0
合計	202	103	88	191	0	0	6	1	7	3	1	0	4

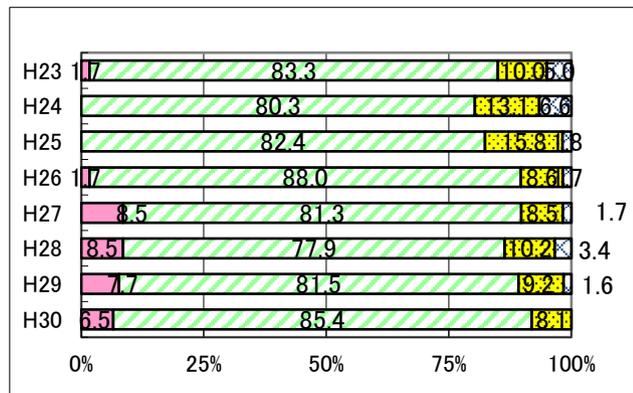
③施設区別実施状況（構成比）



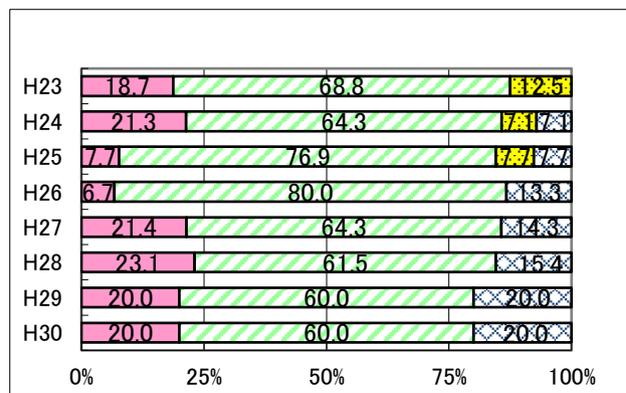
③施設区別実施状況（年次推移）

敷地内禁煙 建物内禁煙 専用喫煙室 喫煙コーナー

ア 庁舎関係



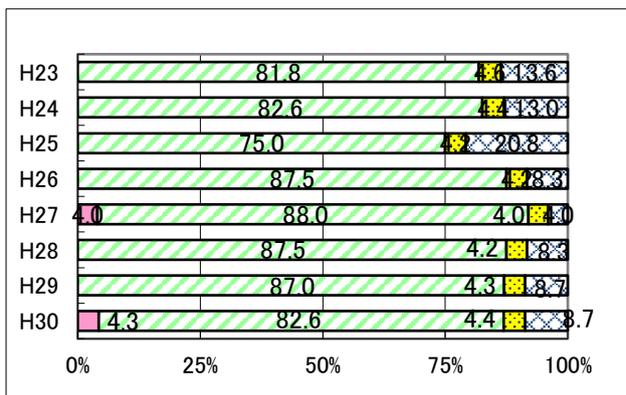
イ 社会福祉施設



ウ 教育施設



エ 文化施設



オ 運動施設

